

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇土市においては、定住移住施策の効果により転入者数が転出者数を上回る社会増をしているものの、出生率の低さから出生者数が死亡者数を下回る自然減となり、市全体の人口は、横ばいに推移している状況である。

また、宇土市の人口に対する高齢化率をみると、平成12年度から平成29年度にかけて20.0%から28.4%と急速に上昇している。今後も高齢化率の上昇が見込まれており平成32年度には29.6%に達する状況である。(第7期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画から引用)

宇土市の産業構造としては、古くは農林水産業を中心に栄えてきた市であったが、現在では小売業、建設業、製造業等と多様な業種が宇土市の経済・雇用を支えている状況である。

しかしながら、宇土市内の中小企業数については、経営者の高齢化・労働者人口の減少による人手不足などにより減少傾向にある。現状を放置すると、市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等を解消する事業基盤を構築するとともに、事業承継につながる取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体となり、更に経済発展・雇用促進を目指す。

これらを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が、年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

宇土市の産業は、小売業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が宇土市の経済・雇用を支えている。これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現させるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する必要がある。したがって、本計画におい

て対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

宇土市の産業は、市内全域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、宇土市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

宇土市の産業は、小売業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が宇土市の経済・雇用を支えている。これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現させるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定の観点から、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。

健全な地域経済の発展の観点から、公序良俗に反する取り組み、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない